

平成30年三重県議会定例会

障がい者差別解消条例
策定調査特別委員会

委員長報告（案）

平成30年6月

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

委員会では、まず、条例制定の必要性や、制定が必要となった際にはその方向性について検討する必要があるとの認識があったことから、関係する法令の研究とともに、現行法制度の課題や障がい者を取り巻く現状等について、県当局、有識者や障がい者団体から、聴き取り調査を行いました。

その後、県外調査・県内調査を実施し、類似の条例を制定している他県の状況や課題等について聴き取り調査を行うとともに、県内の事業者、行政機関、関係団体から、県内における障がい者差別の解消に向けた取組や課題等について、聴き取り調査を行いました。

こうした調査の結果、本県においては、障害者差別解消法等に基づいた取組が推進されているものの、依然として差別事案が存在しており、障がい者差別解消に向けた条例を制定し、差別解消に向けた取組を一層推進する必要があるとの結論に至りました。

また、調査の過程において、障がい者が地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状も明らかになったことから、条例の方向性としては、障がい者差別の解消のみならず、障がい者の自立や社会参加の支援なども含めた、共生社会の実現を目指すものとする事としました。

条例案の策定に当たっては、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局から意見聴取を行うとともに、当事者や県民の皆様の意見を条例に十分反映するため、障がい者団体からの意見聴取やパブリックコメントを実施しました。

本委員会は、このような慎重な検討経過を経て、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」を取りまとめ、去る〇〇日に議長に提出いたしました。

この条例案につきましては、本日、議提議案第〇号としてご審議いただくこととなっているところであります。

本委員会は、この条例案によって、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現されるものと確信しております。

議員の皆様には、この条例案の趣旨をご理解いただき、何卒ご賛同いただけますよう、心からお願い申し上げます。委員長報告とさせていただきます。